

東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所
2021年度 パフォーマンス向上会議情報(2021年9月2日(木)分)

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2021年9月2日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日
1	<p>【協力企業作業員による作業待機中の車内でのマスク未着用について】</p> <p>1号機原子炉建屋カバー設置作業をしていた協力企業作業員が、1号機タービン建屋北側に駐車しているトラック内で、放射性物質の内部取り込みを防止するためのマスク(DS2マスク)を外している協力企業作業員を確認。当該作業員に確認したところ、汗を拭くためにマスクを外し、そのまま20分くらい過ごしてしまったとのこと。現場退域時の身体汚染検査では汚染が確認されていないことから、放射性物質の内部取り込みは無いと当社社員にて判断。</p> <p>今後、原因の深掘りと再発防止対策を検討予定。</p>	G II	8月30日
2	<p>【6号機残留熱除去海水系ポンプ(B)のモーター上部潤滑油レベル計元弁の付け根部の腐食および油のにじみについて】</p> <p>当直員がパトロールにおいて、残留熱除去海水系ポンプ(B)のモーター上部潤滑油レベル計元弁の付け根部が腐食しており、油がにじんでいることを確認。</p> <p>にじみは微少であり、ポンプの機能に問題はない。</p> <p>油のにじみは拭き取りを行い、油漏えい防止として養生を実施。</p> <p>今後、腐食が確認された配管について交換予定。</p>	G III	8月27日
3	<p>【5号機残留熱除去系熱交換器出口試料調整ラック(B)の補給水系接続用器具の不良について】</p> <p>当直員が残留熱除去系熱交換器出口試料調整ラック(B)の洗浄のため補給水系接続用の器具を接続した際に、洗浄水の微少の滴下を確認。</p> <p>当該器具の前後にある弁を閉止することにより、滴下は停止。</p> <p>当該器具は、洗浄時以外は使用しないため、系統への影響は無い。</p> <p>今後、点検修理予定。</p>	G III	8月27日
4	<p>【5号機計装用空気系圧縮機(B)出口冷却器出口配管フランジからの漏えいについて】</p> <p>当社社員が5号機計装用空気系圧縮機(B)の点検後の試運転を実施した際に、出口冷却器出口配管フランジからの微少の漏えいを確認。</p> <p>現在、計装用空気系圧縮機(A)を運転しているため、系統への影響はない。</p> <p>今後、当該フランジのパッキンを交換予定。</p>	G III	8月30日
5	<p>【1号機原子炉建屋北側における火気養生解体作業中の鉛毛マット落下による左足打撲について】</p> <p>1号機原子炉建屋北側において、火気養生を解体するため、協力企業作業員2名で鉛毛マットを取りはずしていた際、1名が手を滑らせ、もう1名の協力企業作業員の左足の親指付け根に鉛毛マットが落下し負傷。</p> <p>救急医療室にて、左拇指打撲と診断され、処置を受け退出し帰宅。</p> <p>今後、再発防止対策を検討。</p>	G III	8月31日
6	<p>【5号機コントロール建屋2階における火災報知器の誤動作について】</p> <p>当直員が5・6号機中央制御室の火災受信機にて、5号機コントロール建屋2階における火災報知器の発報を確認。</p> <p>その後、当直員が現場にて火・煙なしを確認</p> <p>また、消防署より感知器の誤作動と判断された。</p> <p>今後、点検修理予定。</p>	G III	8月27日